

令和7年度 こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 説明資料

児童虐待防止対策等総合支援事業のうち、
アクティビティ①、②

こどもまんなか
こども家庭庁

児童虐待防止対策に関する現状・課題と対応

【現状・課題】

- 令和5年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は225,509件。
主な傾向として、心理的虐待に係る件数や警察等からの通告が増加。死亡事例事案も発生（令和4年度72人）。
件数は、20年前の8.5倍、10年前の3倍。増え続ける相談対応件数に対応するためには、体制の強化が急務。
従来の主要な虐待対応機関である児童相談所（都道府県組織）の更なる人員増に加え、基礎自治体たる市町村においても、虐待対応できるための体制整備が必要な状況。
- 加えて、虐待の背景には、予期しない妊娠、虐待に至った親自身の被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難がある場合が多いこと、地域社会や親族から孤立していること等があることが分かっており、養育者自身や家庭が直面する困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていくことが必要。

【主な対策等】

- 1.基礎自治体たる市町村の虐待予防・対応能力の強化（市町村における家庭（子育ての困難）に対する支援力を高め、虐待及びその重症化を予防）
 - ① 市町村における「こども家庭センター」の全国展開と「サポートプラン」の作成
 - ・ 令和4年改正児童福祉法により、身近な市町村において、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対して、児童福祉及び母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設し、全国展開を推進。
 - ・ 支援を要する家庭へ「サポートプラン」を作成し、様々な関係機関等との連携（要保護児童対策協議会の活用等）により、計画的・継続的な支援を実施。
 - ② 「家庭支援事業」の拡充
 - ・ 令和4年改正児童福祉法により、家庭支援事業を、親子関係形成支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業に拡充。支援が必要な家庭に対する支援を幅広く実施。
- 2.重症化した事案に対応する児童相談所（都道府県等）の体制強化
 - ・ 「新たな児童虐待防止対策総合強化プラン」（令和6年12月23日再改定）により、令和5年度から4年間で、児童福祉司を1,610人程度（※）、児童心理司を950人程度増員。※ R4年度実績：5,780人程度 ⇒ R8年度目標：7,390人程度
 - ・ 児童相談所の職員採用・人材育成・定着支援や専門人材の活用促進、業務負担軽減に向けたデジタル化等を推進。

令和7年度予算のEBPM「児童虐待防止対策等総合支援事業」

課題データ

<現状>

- ・ 児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和5年度では22万5千件。
- ・ また、こども虐待による死亡事例についても、令和4年度では72人と深刻な状態。
- ・ 死亡事例のうち児童相談所の関与があったものは概ね4割、要保護児童対策地域協議会がよく活用されていたものは概ね7割。

<課題>

- ・ 現状を踏まえ、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（令和6年9月第20次報告）においては、
 - ① 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保。
 - ② 虐待の発生予防及び発生時に的確に対応するための支援体制の整備等について指摘されている。

事業

児童虐待防止対策等総合支援事業

令和6年度補正予算：111億円の内数
令和7年度当初予算案：207億円の内数

- ・ 児童虐待防止対策等総合支援事業において、
 - ① 児童相談所の新規設置支援や、研修による資質向上、外部専門人材によるスーパーバイズ、採用・育成・定着支援等の事業を通じ、児童相談所における相談・対応体制の強化
 - ② 要保護児童対策協議会等の虐待相談対応の体制強化や、研修による資質向上、子育てに困難を抱える家庭に対するアウトリーチ支援等の事業を通じ、市区町村における相談・対応体制の強化等に取り組む。

<アクティビティ1>

EBPM指標

アウトプット

活動目標

児童相談所における体制強化に取り組む自治体数を増やし、取組内容を強化する

活動指標

児童虐待防止対策支援事業の実施自治体数
2025年度 82自治体
(79自治体)



※ 児童相談所現場における研修の実施や、外部専門人材によるスーパーバイズ、児童福祉司等の専門職の採用活動の強化、業務システムの基盤強化等を図ることで、児童相談所の人的体制及び業務基盤を強化

短期アウトカム

成果目標

児童相談所における人的体制及び業務基盤の強化

成果指標

児童福祉司の人数
2024年度 6,850人 (2023年度 6,138人)



※ 児童相談所における人的体制及び業務基盤を強化させることで、相談対応への迅速な対応のみならず、児童虐待対応に係る質の向上に向けた取組を促進することが可能となり、専門人材の増加。

中期アウトカム

成果目標

児童虐待に係る専門人材の増加

成果指標

こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者数
2026年度 1,000人



※ 児童虐待対応に係る専門人材が増加することで、児童虐待におけるケースワークの質の向上が期待でき、児童虐待の早期発見・早期対応が可能となる。

長期アウトカム

児童虐待の早期発見・早期対応による重篤化の防止

令和7年度予算のEBPM「児童虐待防止対策等総合支援事業」

<アクティビティ2>



児童虐待防止対策等総合支援事業

令和7年度予算： 207億円（令和6年度予算：177億円）
令和6年度補正予算： 111億円

事業の目的

- 児童虐待防止対策等総合支援事業の実施について、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とするため、複数の事業を統合した補助金を交付し、もって地域における児童虐待対策や、障害児支援等の一層の普及促進するとともに、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）及び「新たな児童虐待防止対策総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童虐待防止対策等の更なる強化を図ることを目的とする。

対象事業

<令和7年度当初予算>

児童虐待防止対策支援事業【①、②】

ヤングケアラー支援体制強化事業
ひきこもり等児童福祉対策事業
児童家庭支援センター運営等事業
基幹的職員研修事業
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
休日夜間緊急支援事業
身元保証人確保対策事業
里親養育包括支援（フォスティング）事業
養子縁組包括支援事業
里親への委託前養育支援事業
乳児院等多機能化推進事業
児童養護施設等体制強化事業
児童養護施設等民有地マッチング事業
児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業
養子縁組民間あっせん機関助成事業
社会的養護自立支援実態把握事業
地域障害児支援体制強化事業

地域支援体制整備サポート事業
医療的ケア児等総合支援事業
聴覚障害児支援中核機能強化事業
地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業
障害児安全安心対策事業

<令和6年度補正予算>

児童相談所等におけるICT化推進事業【①、②】

虐待・思春期問題情報研修センター事業【①、②】

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業【①】

児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業【①】

ヤングケアラー支援体制強化事業
児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
共働き家庭里親等支援強化事業
障害児に係る熱中症防止対策支援及び性被害防止対策支援
障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業
地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

①：アクティビティ1

②：アクティビティ2

児童虐待防止対策支援事業等の概要

都道府県（児童相談所）

市町村

体制整備

一時保護専用施設改修費支援事業【①】P11

- ・一時保護専用施設の改修費を支援し、設置促進を図る。

一時保護委託先開拓等事業【①】P12

- ・こどもの状況に合わせた適切なケア行われるよう、一時保護委託先の開拓を行う職員等を配置し、一時保護委託先の開拓を図る。

児童相談所設置促進事業【①、②】P13

- ・児童相談所の設置を目指す市区や、児童相談所を増設する都道府県等に対し、設置準備対応職員の配置等を支援し、児童相談所の設置促進を図る。

人材確保・育成・定着

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【①】P14

- ・採用活動を支援することで児童福祉司等の人材確保を図る。

児童福祉司任用資格取得支援事業【①】P15

- ・児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

定着支援アドバイザー配置事業【①】P16

- ・児童相談所に心理職等を配置し、児童福祉司等に対し、心理的側面からの助言を行うことで、定着促進を図る。

児童虐待防止対策研修事業【①、②】P17

- ・児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応、早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進支援事業

【①、②】P18

- ・こども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得するための研修等受講料等を支援するとともに、資格取得者の質上げ等を行うことで、資格取得を推進し、こども家庭福祉分野における人材の専門性の向上を図る。

虐待・思春期問題情報研修センター事業【①、②】

- ・虐待問題等に関し、児童相談所等の専門機関からの相談への対応、虐待問題等対応機関職員の研修、臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。

児童虐待防止対策支援事業等の概要

都道府県（児童相談所）

機能強化・質の向上

児童相談所体制整備事業【①】 P19

- ・学識経験者等からの援助を受けること等により、児童相談所におけるスーパーバイズ機能等の強化を図る。

法的対応機能強化事業【①】 P20

- ・弁護士の配置等により、児童相談所における法的対応の強化を図る。

児童の安全確認等のための体制強化事業【①】 P21

- ・安全確認対応職員等の配置により、児童虐待の通報を受けた際のこどもの安全確認等の体制強化を図る。

一時保護機能強化事業【①】 P22

- ・一時保護等対応協力職員を配置し、一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能の充実・強化を図る。

一時保護施設学習支援強化事業【①】 P23

- ・学校と連携したリモート授業の実施や、学習アプリの導入等により、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

被害事実確認面接支援事業【①】 P24

- ・専門知識や技術を取得するための研修等を支援し、性的被害を受けたこどもに対する被害事実確認面接等の質の向上を図る。

医療的機能強化等事業【①、②】 P25

- ・児童相談所に対応しきれない医学的判断等を必要とするケースに迅速かつ適切に対応するため、医師の配置等により児童相談所等の医療的機能の強化を図る。

評価・検証委員会設置促進事業【①、②】 P26

- ・第三者評価を受けること等により、より効果的な質の向上を図る。

市町村

市町村相談体制整備事業【②】 P27

- ・児童相談所OB等を配置し、市町村における虐待対応の強化を図る。
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関の職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応職員等を配置し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る

児童虐待防止対策支援事業等の概要

都道府県（児童相談所）

市町村

業務効率化

児童相談所のシステム情報連携 基盤構築事業【①】 P28

- ・国が構築等をおこなっているシステムと児童相談所独自システム間の連携を行い、現場職員の業務負担権限を図る。

児童相談所等業務効率化促進事業【①、②】 P29

- ・情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務等の負担を軽減する。

児童相談所等におけるICT化推進事業【①、②】 P30

- ・相談対応におけるビデオ通話の活用、タブレット端末の活用によるこどもの情報のペーパーレス化などICT化を推進し、業務負担の権限を図る。

連携強化

官・民連携強化事業【①】 P31

- ・民間団体との連携し、相談対応や親子関係再構築の取組を実施すること等により、困難事例への対応強化を図る。

児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

【①】 P32

- ・児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

その他

児童虐待防止等のための広報啓発 等事業【①】 P33

- ・児童虐待防止等の認知度向上に係る広報啓発等を通じ、関係機関や地域住民等への意識の向上を図る。

支援対象児童見守り強化事業【①、②】 P35

- ・要保護児童対策地域協議会の登録児童等を対象として、アウトリーチによるこども等の状況把握、食事の提供等を実施することにより、こどもの見守り体制の強化を図る。

未就園児等全戸訪問・アウトリー チ支援事業【②】 P36

- ・乳幼児健診未受診者等の家庭を訪問し、養育環境や児童の状況の確認を行う。

未成年後見人支援事業【①】 P34

- ・未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図る。

議論のポイント

《論点1》

- ・ アウトカム指標の設定は適切か。

- 本事業における各アクティビティにおいて適切なアウトカム指標を有識者の見解を踏まえ検討したい。
- なお、現時点の各アクティビティからの効果発現経路の考え方は以下のとおり。

<アクティビティ1>

- 児童相談所における体制強化に取り組む自治体数を増やし、取組内容を強化する。【アウトプット】
- 児童相談所現場における研修の実施、業務システムの基盤強化等を図ることで、児童相談所の人的体制及び業務基盤の質・量の強化【短期アウトカム（成果指標：児童福祉司の人数）】につながると考えられる。
- 児童相談所における人的体制及び業務基盤を強化させることで、相談対応への迅速な対応のみならず、児童虐待対応に係る質の向上に向けた取組を促進することが可能となり、専門人材の増加【中期アウトカム（成果指標：こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者数）】につながると考えられる。
- 児童虐待対応に係る専門人材が増加することで、児童虐待におけるケースワークの質の向上が期待でき、児童虐待の早期発見・早期対応による重篤化の防止【長期アウトカム】につながると考えられる。

<アクティビティ2>

- 市町村としての虐待相談・対応体制の強化に取り組む自治体数を増やし、取組内容を強化する。【アウトプット】
- 市町村としての虐待相談・対応体制の強化の取組の結果として、こども家庭センターの設置が促され、さらにこども家庭センターにおいて母子保健・児童福祉の一体的な支援の要となる統括支援員をはじめとする支援人材の専門性向上【短期アウトカム（成果指標：統括支援員の研修受講者数）】が図られる。
- 市町村における支援人材の専門性向上が図られることにより、個々のこども・若者やその家族の課題やニーズを適切に把握し、効果的な支援の実施【中期アウトカム（成果指標：サポートプランの作成数）】につなげることが可能になると考えられる。
- 個々のこども・若者やその家庭のニーズに沿った支援の実施がなされることで、児童虐待の未然防止につながり、こどもの福祉が守られる【長期アウトカム】と考えられる。

《論点 2》

- ・ 事業の成果を高めるため、どのような取組が必要か。
-
- 1 ページに記載する現状及び課題に加え、児童相談所においては、
 - ・ 都市部を中心に児童福祉司の採用を行っても十分に人材が確保できていないこと
 - ・ 児童相談所の退職者のうち、定年退職以外の理由（心身の不調や業務上の悩み・不満）で退職する者が多くを占めており、特に児童福祉司については、退職者のうち 8 割以上が定年退職以外の理由で退職していることといった喫緊の課題がある。
 - 本事業において、児童相談所の職員の採用・人材育成・定着支援や専門人材の活用促進、業務負担軽減に向けたデジタル化等の推進に資する取組を行っているところであるが、今後、児童福祉司等の人材確保・定着を着実に進めていくため、より効果的な取組としてどのようなことが考えられるか。

<本事業における人材確保等に係る主な事業>

- ・ 児童福祉司等専門職採用活動支援事業（P14）
採用活動を支援することで児童福祉司等の人材確保を図る。
- ・ 定着支援アドバイザー配置事業（P16）
児童福祉司等に対し、心理的側面からの助言を行うことで、定着促進を図る。
- ・ 児童相談所等業務効率化促進事業（P29）
情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務等の負担を軽減する。
- ・ 児童相談所等におけるICT化推進事業（P30）
相談対応におけるビデオ通話の活用などICT化を推進し、業務負担の権限を図る。

参考：各事業の個票

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護を行う際は、一人ひとりのこどもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。
- 一時保護については、一時保護施設において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うことのほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。

事業の概要

- 一時保護専用施設の設備基準（※）を満たすために、本体施設等を改修した場合の改修費の一部を補助する。
（※）「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（令和6年3月21日付けこ支虐第83号こども家庭庁支援局長通知）」の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件

【都道府県、指定都市、児童相談所設置市】

都道府県知事、指定都市市長又は
児童相談所設置市の長



一時保護専用
施設の指定



一時保護専用施設
の指定申請

【児童養護施設等】

【一時保護専用施設】



【本体施設】



基準に満たす
ような改修

実施主体等

【補助基準額】 1施設当たり 48,900千円

→ 改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や一時保護委託先の心理面でのサポートを図ることを目的とする。

事業の概要

①一時保護委託先の開拓・適切な処遇の確認

- 都道府県等は、多様な一時保護委託先を確保し、家庭的な環境におけるケアを推進する観点から、一時保護委託先の開拓を行う開拓員及び補助員を配置し、一時保護委託先の開拓を行うとともに、開拓後においても定期的に訪問し必要な支援や一時保護委託児童に対する適切な処遇が実施されているかの確認を行う。

Point

一時保護委託先の開拓に当たっては、障害・高齢関係施設や医療機関、民間事業者など児童福祉分野にとどまらず、多様な一時保護委託先の確保に努める

②一時保護委託先に対する心理面からの支援の実施

- 心理的支援訪問員を配置し、児童相談所担当児童心理司と連携の上、一時保護委託先を巡回・訪問し、一時保護委託児童及び委託先の者に対する心理面からの支援を実施する。

Point

里親、ファミリーホーム、その他民間事業者など心理職の配置がない一時保護委託先についても、定期的に心理的支援訪問員が訪問することで、適切な心理的ケアが可能

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】①委託先の開拓 1自治体当たり 基本分：6,377千円、加算分：最大2,652千円

②心理サポート 1自治体当たり：6,163千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。さらに令和元年の児童福祉法改正を受けた児童福祉法施行令の改正により児童相談所の管轄区域の人口をおおむね50万人以下とすることとされた。
- これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）や児童相談所の増設を図る都道府県等に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促す。また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

事業の概要

- 市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ① 設置準備に伴う事務手続等
児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
 - ② 研修等職員派遣
児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。
- 都道府県等は、都道府県等における児童相談所の増設の設置準備に伴う事務手続き等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
- 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員を配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

① 設置準備対応職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区 1か所当たり	2,172千円
② 研修等代替職員を配置する場合	中核市、施行時特例市、特別区 1か所当たり	10,259千円
③ 都道府県等代替職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1か所当たり	6,839千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

暮らす場所や年齢にかかわらず、全てのこどもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等のこれまでの取組に加え、令和4年改正児童福祉法で導入された一時保護開始時の司法審査により、弁護士等の法的対応に係る人材を採用することが必要となることを踏まえ、児童福祉司等の専門職の採用活動を強力に行うことを目的とする。

事業の概要

児童相談所等に児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行う。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合含む）

【補助基準額】

1 場所（実施主体）当たり 4,182千円

※ 児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528千円を加算

【補助率】

国：1/2、自治体（実施主体）：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童相談所の体制強化を進めるため、児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の修了により児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

事業の概要

児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき実施される課程（通信課程）の受講者に対し、自治体が受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合、当該費用への補助を行う。

（参考）児童福祉法（抄）

第13条第3項 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市

【補助基準額】 1人当たり 130千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

事業の目的

- 児童相談所においては、これまで、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいと、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
- ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が46%、勤務年数3年未満の児童心理司が43%（いずれも令和6年4月時点）
- ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 今後、令和5年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

① 全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・ 児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・ 職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・ 児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

② 児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

③ VR等を活用した研修システムの作成

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。
【人材育成支援】

実施主体等

【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）

【補助率】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

【補助基準額】①：28,339千円 ②：1か所当たり2,090千円 ③：1テーマ当たり50,000千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

事業の概要

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。

①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧こども家庭センター専門性強化事業、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

実施主体

【実施主体】

①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

① 児童福祉司任用前講習 3,158千円、厚生労働大臣が定める講習会 695千円 ② 3,158千円
③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,075千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
⑦ 1,668千円
※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
⑧ ア）組織構築・マネジメント研修 496千円、イ）統括支援員実務研修 496千円、ウ）相談支援強化研修 993千円、エ）研修参加促進費 196千円
⑨ 1,879千円 ⑩ 5,515千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

- 研修受講費等の資格取得費用に対する補助
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
- 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。
- 資格取得者の配置に対する手当等の補助
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。

（参考）児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。



実施主体等

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】

- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

【補助基準額】

- 研修受講に係る旅費 1人あたり128,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円
- 1日あたり8,620円
- 240千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。**さらに、令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入されることから当該事務を行う職員の人件費について補助を行い、体制強化を図る。**

事業の概要

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。
- ④ **司法審査対応職員配置事業**
令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置する。
- ⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業
虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。
- ⑥ SNS等相談事業
児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。
- ⑦ 通訳機能強化事業
日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大17,273千円

④ **司法審査対応職員配置事業 最大5,148千円** ⑤ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円

⑥ SNS等相談事業 41,336千円 DV相談も併せて行う場合 31,636千円を加算 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、こどもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、また、**令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入される**ことから、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図る。
さらに、弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

事業の概要

- 弁護士の配置等により、以下の業務を実施する。
 - （1） 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。
 - （2） 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。
または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。
- 法的対応事務職員を配置し、上記の弁護士の事務的、法的な業務を補助。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（委託等によって実施する場合）弁護士1人又は事業者1者当たり 15,644千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,822千円

（非常勤職員を配置する場合） 弁護士1人1時間当たり 10千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、5千円

（法的対応事務職員を配置する場合）1名当たり 3,597千円を加算。

※ただし、弁護士1名につき1名が上限

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等を行うことがあることから、移送等を行う体制の強化を図る。

事業の概要

- 以下のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。
 - ・ 安全確認等対応職員
児童虐待の通告のあったこどもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っているこどもについて、定期的な状況確認を行う。
 - ・ 事務処理対応職員
児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。
- 以下の非常勤の移送等対応職員を配置する。
 - ・ 移送等対応職員
児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所 1 か所当たり 27,575千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合 児童相談所 1 か所当たり 22,060千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1 か所当たり 5,515千円加算）

市区町村 1 か所当たり 16,545千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

事業の概要

○ 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
- ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。
- ③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。
- ④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。なお、一時保護施設

等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護

施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護

施設のルールの改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。

⑧ その他（外国人对応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

【補助基準額】

- ・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円
- ・学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）
（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円
※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合
※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護施設の子どもたちは通学が困難な場合も多く、また、基礎的な学力が身につけていない子どももいるなど、一人一人の習熟状況等が異なることから、ICT等を活用して、個々に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、本事業を活用して、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図ることを目的とする。

事業の概要

【実施方法】

- 一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入を行う。

【主な留意事項】

- 学習アプリ等の導入に当たっては、各学年や子ども一人一人の習熟状況等に応じた学習が対応可能なものを選定すること。また、アプリについては定期的に更新すること。
- 導入・更新するアプリについては、必要に応じて利用するこどもの原籍校や教育委員会に意見を求める等、一時保護施設退所後を見据えた学習内容とすること。
- タブレット等端末利用時に子ども個人に関する情報の入力がある場合については、利用終了時ごとにタブレット等端末から削除するなど個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じること。 等



実施主体等

- 【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】国： 1 / 2 、都道府県・指定都市・児童相談所設置市： 1 / 2
【補助基準額】一時保護施設 1 か所当たり：1,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 性的虐待等を受けたこどもに対して、何度も同じ内容を聞くことはこどもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者もこどもへの聴取を行うことになるが、その際も、こどもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、こどもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託等に係る費用や**研修受講費用、面接に必要な備品購入費用の補助を行い、面接の質の向上を図る。**

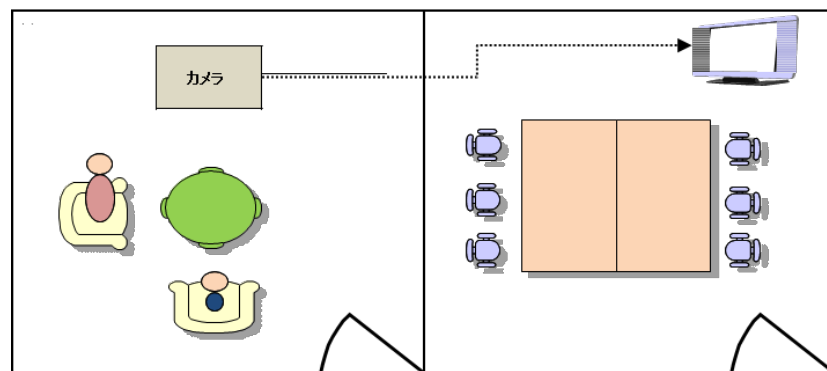
事業の概要

- ① 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、面接実施に係る打ち合わせや専門の訓練を受けた面接者の派遣等の業務や心理的ケアを実施する民間団体への委託等に係る費用を補助する。
- ② 被害事実確認面接に係る研修受講費用を補助する。
- ③ 被害事実確認面接に必要なモニター等の備品購入に係る費用を補助する。

<協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施イメージ>

代表者による聴取が行われる部屋

聴取状況を確認する部屋



代表者とこどものみで聴取

代表者以外は、別室のモニターで聴取状況を確認

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

- | | |
|--------------|-----------|
| ①自治体1か所あたり | 最大2,520千円 |
| ②自治体1か所あたり | 90千円 |
| ③児童相談所1か所あたり | 1,000千円 |

【補助率】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。
- また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

事業の概要

- ① 医療的機能強化事業
次のいずれか又は両方を実施する。
 - （１）医師（非常勤に限る。）を配置する。
 - （２）地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。
（※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。
- ② 児童虐待防止医療ネットワーク事業
都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市

【補助基準額】

- ① 1自治体あたり：7,842千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,842千円）
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）
- ② 1自治体あたり：4,818千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,818千円×事業実施月数／12）

【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会を設置し、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行う。

また、児童相談所の業務管理・組織運営等について、民間団体から第三者評価を受けることにより、効果的な質の向上を図る。

事業の概要

① 死亡事例等検証委員会

<検証の範囲>

虐待による死亡事例（心中を含む）のほか、以下の内容を実施する。

ア 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。）

イ 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成

ウ ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施

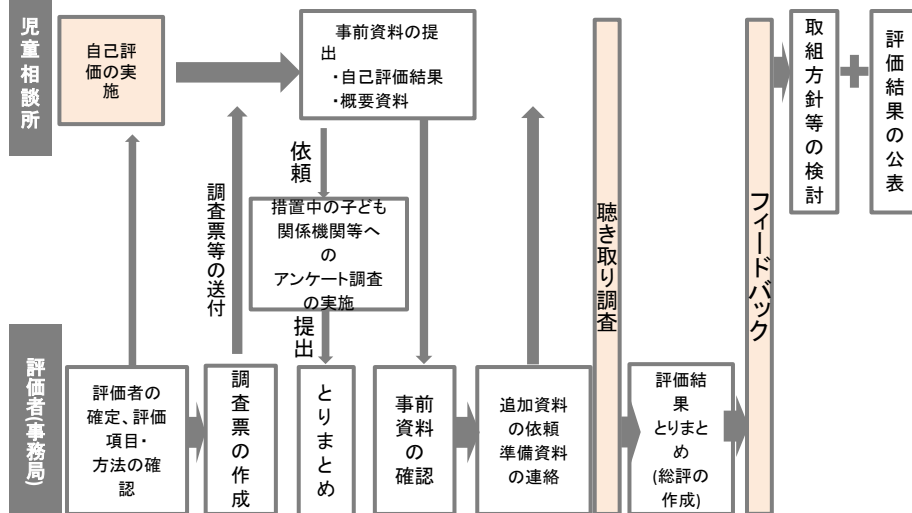
エ 委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言

オ ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

<委員会の構成員>

事例に関与していない外部の者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

② 民間団体による児童相談所の第三者評価



児童相談所の第三者による質の評価の推進を図るため、
評価基準案、ガイドライン案を参考とした自治体の取組を支援

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】 1 都道府県及び1 市町村当たり 937千円

※民間評価者に第三者評価を依頼する場合 937千円加算

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 市町村が、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る。
- こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるため、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等）と連携し、こどもがこども家庭センターにアクセスしやすい環境を整えるとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、専門人材の活用を促進する。
- 学校等が把握し市町村のこども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

事業の概要

- ① 市町村スーパーバイズ事業
市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業
ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。
イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。
- ③ **相談支援体制強化事業（仮称）**（※ 令和5年度補正事業「こども家庭センターにおけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備」）
① こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当職員を配置する。
② 公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置する。
- ④ ヤングケアラー支援事業
学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

実施主体

【実施主体】市町村 【補助率】国：1／2、市町村：1／2

【補助基準額】①：中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円、②：1市町村当たり 交付要綱による

③：こども担当相談員の配置 1市町村当たり 2,715,000円／人（最大2名まで）

専門人材活用促進 1市町村当たり 2,982,000円

④：1市町村当たり 2,026,000円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

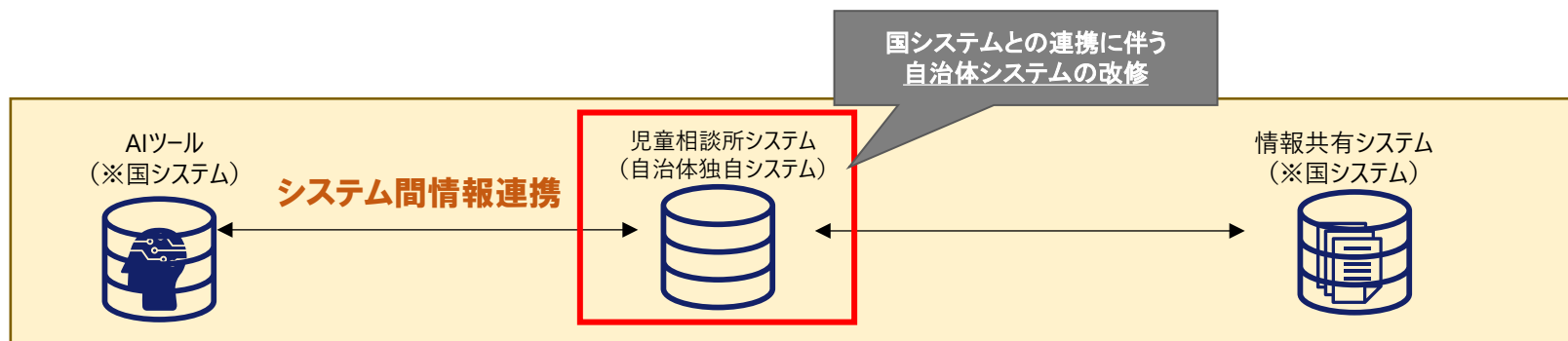
※令和5年度補正予算にて開始

事業の概要

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

- ① 児童相談所におけるAIを活用した全国統一ツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- ② 要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

【補助基準額】 1自治体当たり ①：19,250千円、②：7,700千円

※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
（※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるA I・I C T等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度において実施する調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

- ① 児童相談所（都道府県等）
 - ・一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）
 - （※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。
 - ・電話・会議の文字起こし
 - ・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等
- ② こども家庭センター（市区町村）
 - ・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧、両部門間の情報共有や業務連携
 - ・児童相談記録システム（音声・文字認識等含む）の導入、各種住民情報等との連携機能の開発 等



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。） ② 市区町村

【補助率】

- ① 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2 ② 国：1／2、市区町村：1／2

【補助基準額】

- ① 1自治体当たり 15,000千円 ② 1市区町村当たり 30,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.7億円

事業の目的

- 児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用が全国的に展開されるよう促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

事業の概要

- 児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

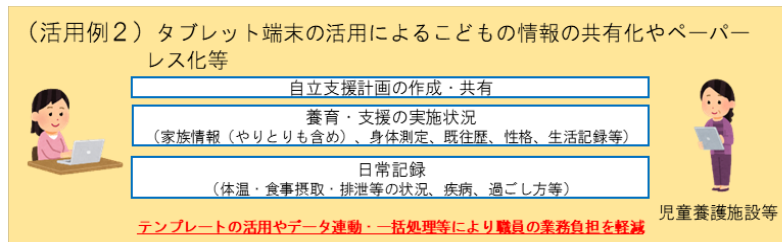
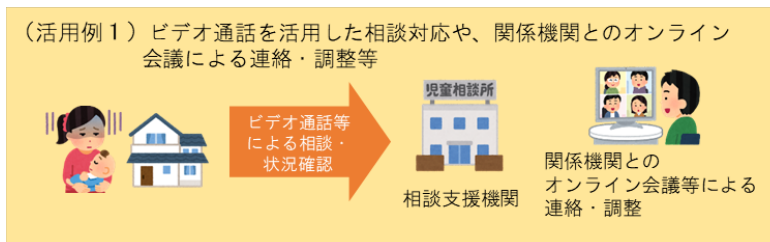
（活用例1）

- ①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（活用例2）

職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等や、スマートフォンの活用による入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

- （※）児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅰ型及びⅡ型）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1／2）

ii. 上記以外

国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／4、事業者：1／4）

国：1／2（都道府県：1／8、市及び福祉事務所設置町村：1／8、事業者：1／4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2）

国：1／2（都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行う。

事業の概要

① 民間団体委託推進事業

児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

② 民間団体活動推進事業

民間団体と連携し、こどもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。

③ 民間団体育成事業

児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザー派遣や先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練等を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】①：3,205千円 ②：1,140千円 ③：1,253千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

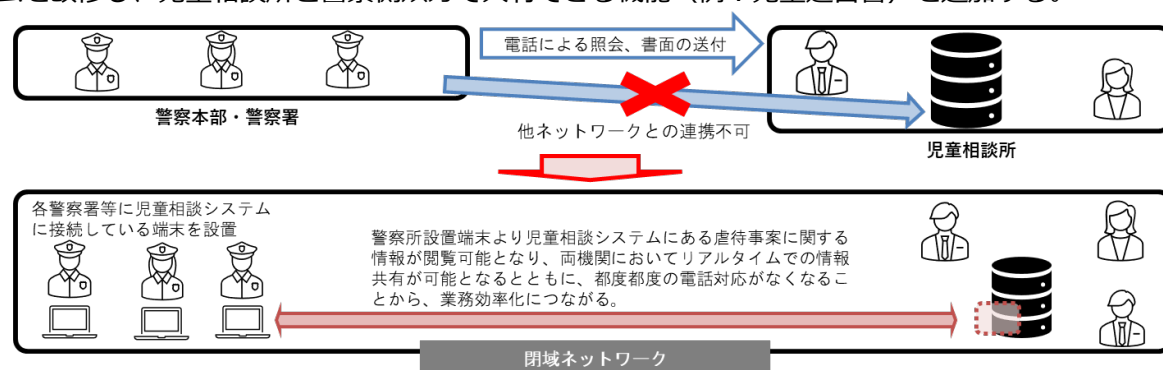
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

- 児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行うほか、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置することで、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

事業の概要

- 児童相談所・警察署等における情報共有システムの構築のための費用について補助を行う。
 - ① 警察署等への端末整備
警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。
 - ② 児童相談所システム改修
児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



実施主体等

- | | | |
|---------|--------------|-------------------------------|
| 【実施主体】 | ①警察署等への端末整備 | 都道府県 |
| | ②児童相談所システム改修 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| 【補助割合】 | ①警察署等への端末整備 | 国：1／2（都道府県：1／2） |
| | ②児童相談所システム改修 | 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2） |
| 【補助基準額】 | ①警察署等への端末整備 | 1自治体当たり 30,550千円 |
| | ②児童相談所システム改修 | 1自治体当たり 20,460千円 |

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

事業の概要

以下①～③のいずれかに該当するもの

- ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
- ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業



（例）SNSを活用した情報発信

実施主体等

- 実施主体** 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市
- 補助基準額** 14,399,000円（1実施主体当たり）
- 負担割合** 国：1／2、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

事業の概要

（1）未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

（2）未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

実施主体等

【事業の対象となる未成年後見人】

（1）・（2）共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額】

（1）未成年後見人の報酬事業

1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

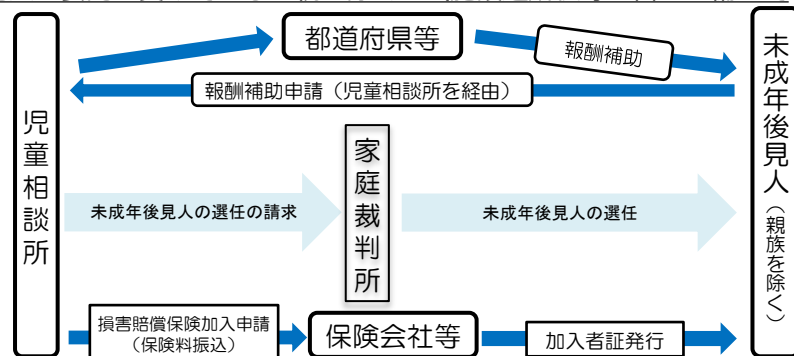
（2）未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円

② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 7,680円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2／3（市町村1／3）、③：国2／3（都道府県1／3）

【補助基準額】①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（＋周知啓発加算28千円）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。

事業の概要

（１）訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

〔補助基準額〕 a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 8,040円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（２）申請手続等支援

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（１）（２）については、いずれか一方のみの利用も可。

〔補助基準額〕 a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 8,040円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（３）訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

〔補助基準額〕 年額 564,000円

養育支援が必要である家庭

養育支援訪問事業

未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の
困りごとを把握

申請手続等支援

・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支援（各種申請手続きのサポート）を行う。

保育所・児童発達支援センター



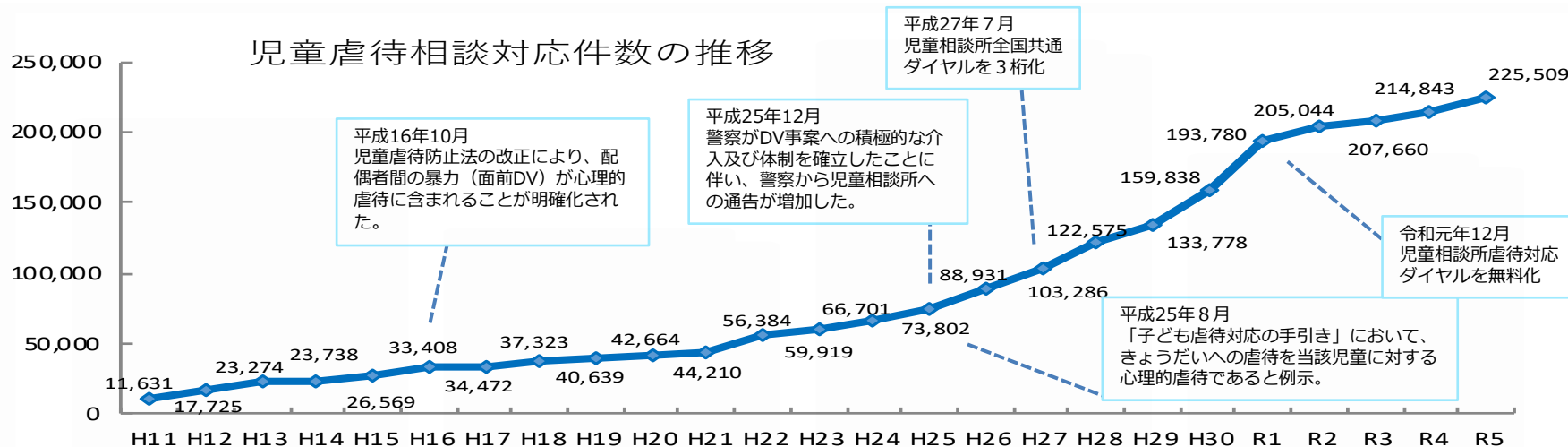
実施主体等

実施主体 市区町村 負担割合 国：1／2、市区町村：1／2

参考：関連データ等

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和5年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数(※)は、225,509件。平成11年度に比べて約19倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く(59.8%)、次いで身体的虐待の割合が多い(22.9%)。
- 相談経路は、警察等(51.7%) 近隣知人(9.8%) 学校等(7.8%) 家族(7.3%) からの通告が多くなっている。
- (※) 児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数



○ 虐待相談の内容別割合 (令和7年3月現在)

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和5年度	51,623 (22.9%) (+2,159)	36,465 (16.2%) (+1,593)	2,473 (1.1%) (+80)	134,948 (59.8%) (+6,834)	225,509 (100.0%) (+10,666)

○ 虐待相談の相談経路 (令和7年3月現在)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
令和5年度	16,540 (7.3%) (+1,245)	2,656 (1.2%) (+111)	22,112 (9.8%) (-76)	3,147 (1.4%) (+431)	12,655 (5.6%) (+945)	131 (0.1%) (-19)	182 (0.1%) (-7)	4,279 (1.9%) (+353)	3,533 (1.6%) (+373)	116,649 (51.7%) (+4,338)	17,636 (7.8%) (+1,801)	25,989 (11.5%) (+1,171)	225,509 (100.0%) (+10,666)

○ 児童虐待相談対応の内訳 (令和7年3月現在)

相談対応件数	一時保護	施設入所等
225,509件	30,814件	4,524件

虐待相談対応件数と児童相談所の体制

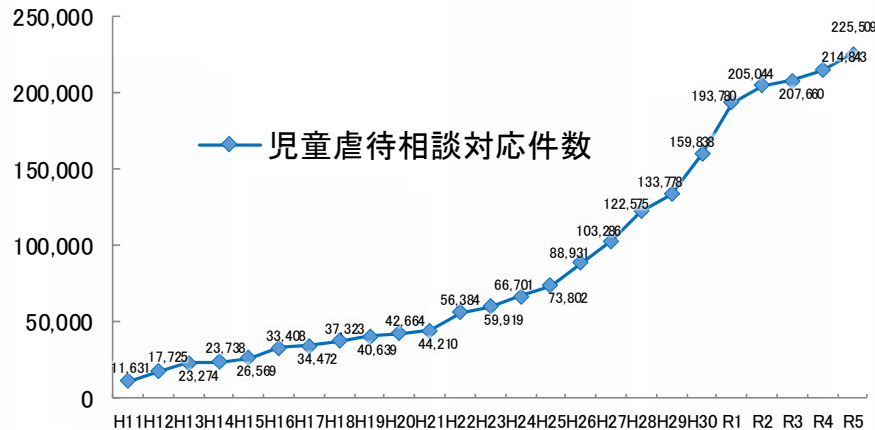
児童相談所における児童虐待相談対応件数

○ 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 令和5年度の状況
児童虐待相談対応件数 225,509件

平成11年度の約19倍

児童虐待相談対応件数の推移



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例（令和7年3月現在）】

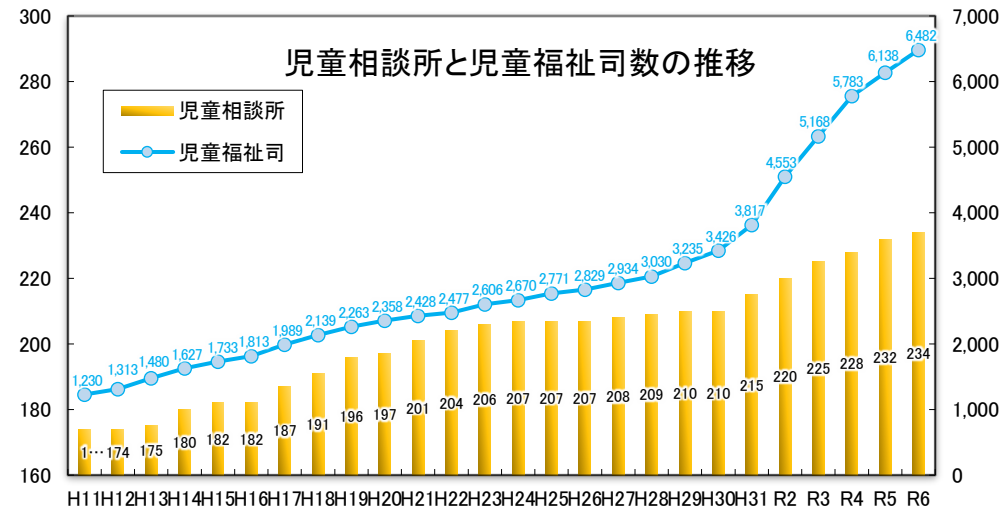
児童相談所と児童福祉司

児童相談所設置自治体 平成11年度 59自治体 → 令和6年度 79自治体
(約1.3倍)

児童相談所数 174か所 → 234か所
(約1.3倍)

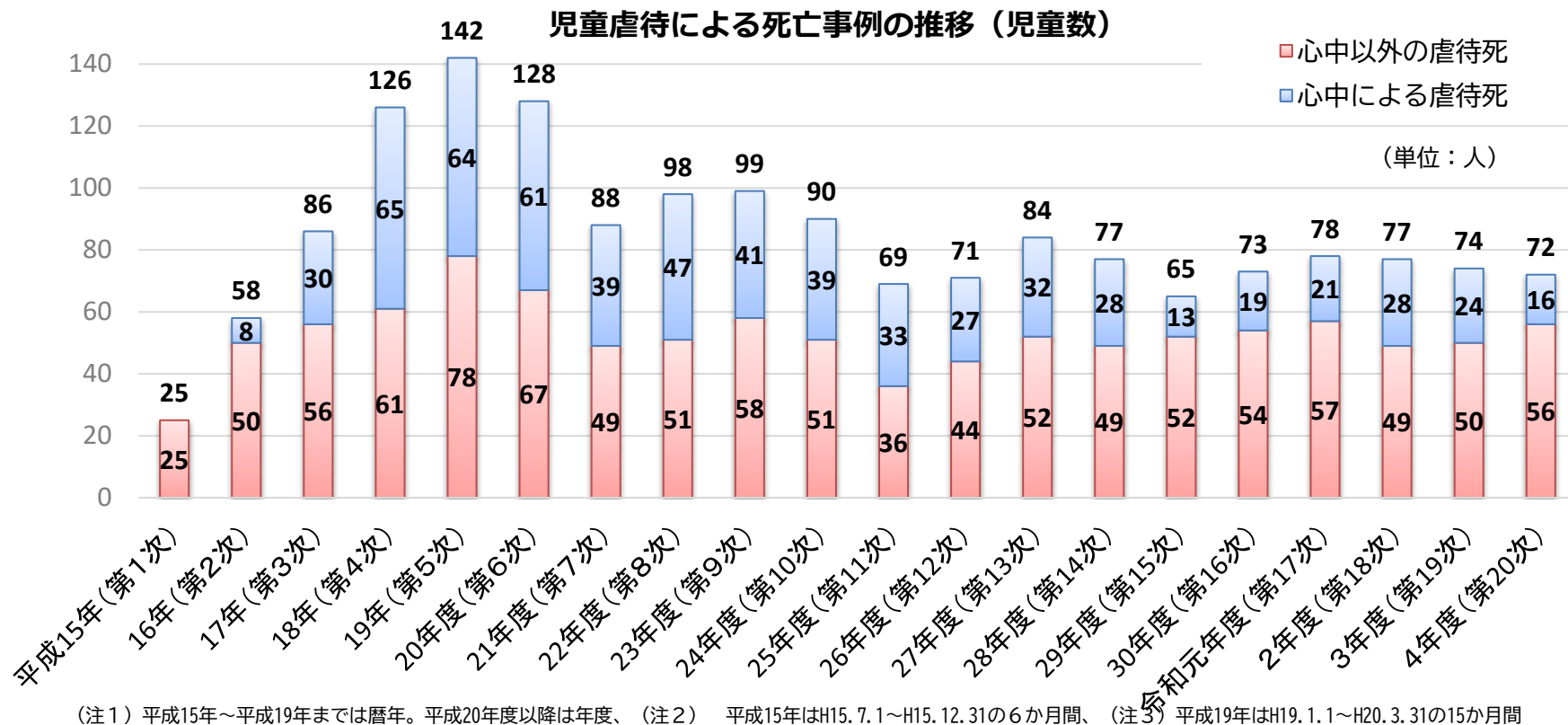
児童福祉司数 平成11年度 1,230人 → 令和6年度 6,482人
(約5倍)

児童相談所と児童福祉司数の推移



こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)(概要)

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和6年9月】



第1次から第20次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 993例 / 1,045人】

- **0歳児の割合は48.2%、0日児の割合は17.7%。**さらに、3歳児以下の割合は76.0%を占めている。
- **主たる加害者の割合は、実母が53.2%と最も多い。**
- 妊娠期・周産期における問題では、**予期しない妊娠／計画していない妊娠が27.7%、妊婦健康診査未受診が27.3%**と多かった。(第3次報告から第20次報告までの累計)

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

- ・全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、妊娠期からの虐待予防の視点に立った一体的で包括的な相談支援体制の充実。
- ・「こども家庭センター」について、今後も着実な設置が進むよう、市区町村に対して必要な支援を継続するほか、市区町村における支援体制の一層の充実を図る。
- ・地域の実情に応じて妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応できる連携体制の構築を推進していく。

② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

- ・精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、精神保健の観点から、保健・医療・福祉のより一層の連携強化。

③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちばやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備を行う。

2 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

- ・都道府県による市区町村等の支援状況や連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進する。
- ・障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供や本人の意思を尊重した必要な支援を確実に行うための体制構築等について、障害保健福祉部局、母子保健部局、児童福祉部局、文部科学省等の連携による取組を推進していく。

3 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報の収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進を図る。
- ・「こども家庭ソーシャルワーカー」認定のための研修受講の促進について、地方公共団体等への周知を進める。

4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

- ・地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援を行う。

5 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備

- ・「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の活用等により客観的に状況把握した上で、こどもの安全確保や保護者支援等のための具体的な支援のための計画を児童相談所・市区町村・関係機関等の役割を明確にした上で作成することを、引き続き周知を進める。
- ・一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促進していく。

6 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

- ・転居は家族に変化が生じるきっかけとなることから、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知していく。

7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすいよう、必要な対応について検討を行う。
- ・地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際に検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討していく。

8 こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・こどもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきているこどもの権利擁護体制強化事業の取組状況を踏まえ、地方公共団体における体制整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていく。

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助、子どもの安全確保により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（港区・文京区・品川区・世田谷区・中野区・豊島区・荒川区・板橋区・葛飾区・江戸川区・横須賀市・金沢市・豊中市・明石市・奈良市）
- 全国 240 か所（令和 7 年 4 月 1 日現在）

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
 - 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
- * 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等） 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
- （令和 6 年 4 月 1 日現在）
〔 ・児童福祉司 6, 482 人（うち児童福祉司スーパーバイザー 1, 150 人）
・児童心理司 2, 911 人 ・医師 797 人 ・保健師 298 人 〕 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

一時保護施設の概要

1 設置の目的

一時保護施設は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。

全国に159所（令和7年4月1日現在）設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1／2
令和7年度予算：児童入所施設措置費等国庫負担金1,591億円の内数 〕

4 一時保護の機能

（1）緊急保護

ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

（2）行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

（3）短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

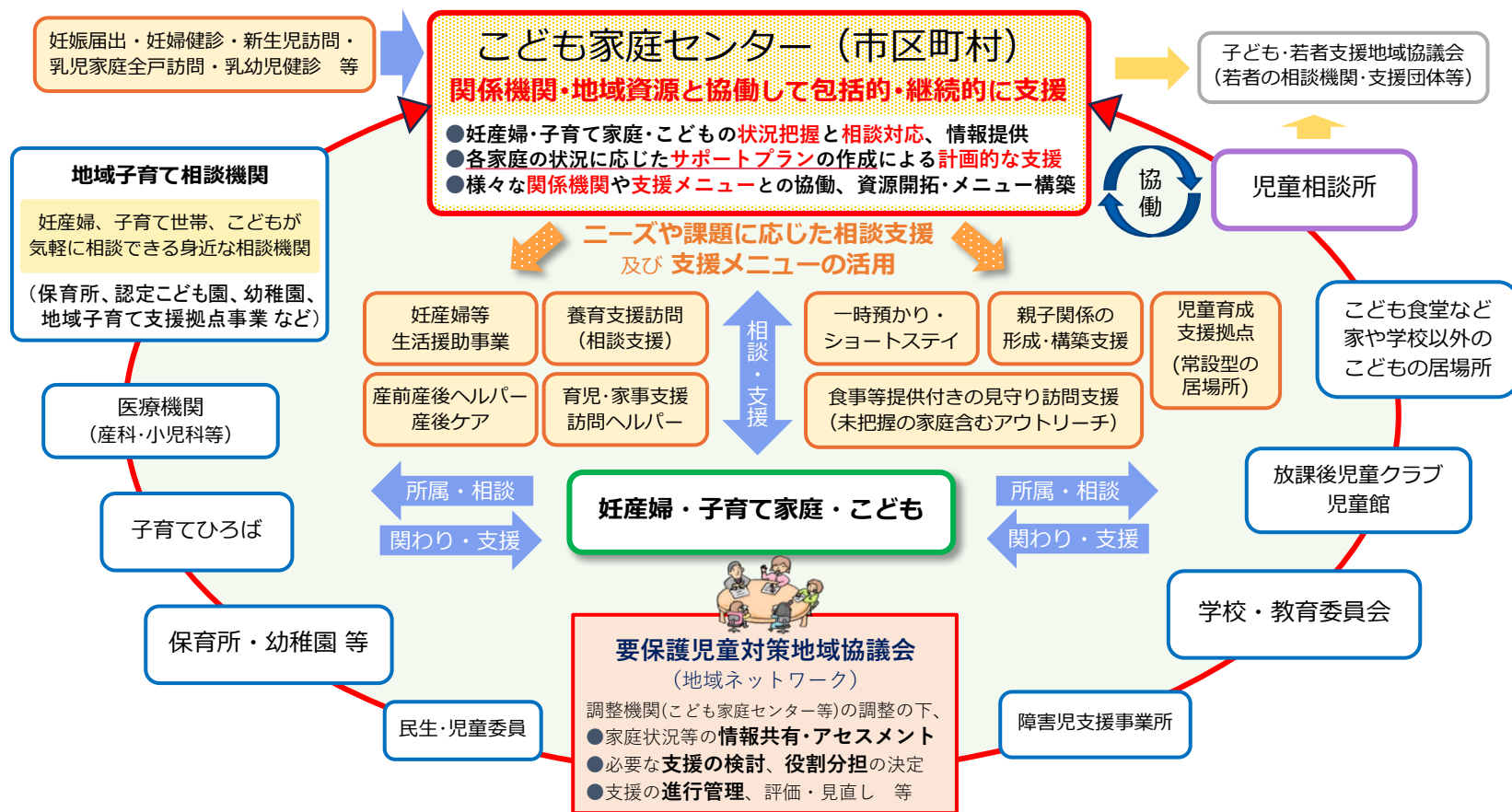
5 対応件数（一時保護施設内保護件数）

（令和4年度件数）※出典：福祉行政報告例

総 数	養 護 (うち、虐待)	障 害	非 行	育 成	その他
27,825	22,002 (16,130)	71	3,242	2,342	168

こども家庭センターを中核とした包括的・継続的な支援

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を早い段階から支援して子育てを支える（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化
- 設置率52.7%(R6.10.1) → **令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



妊娠期 → 乳幼児期 → 学齢期 → 青年期

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

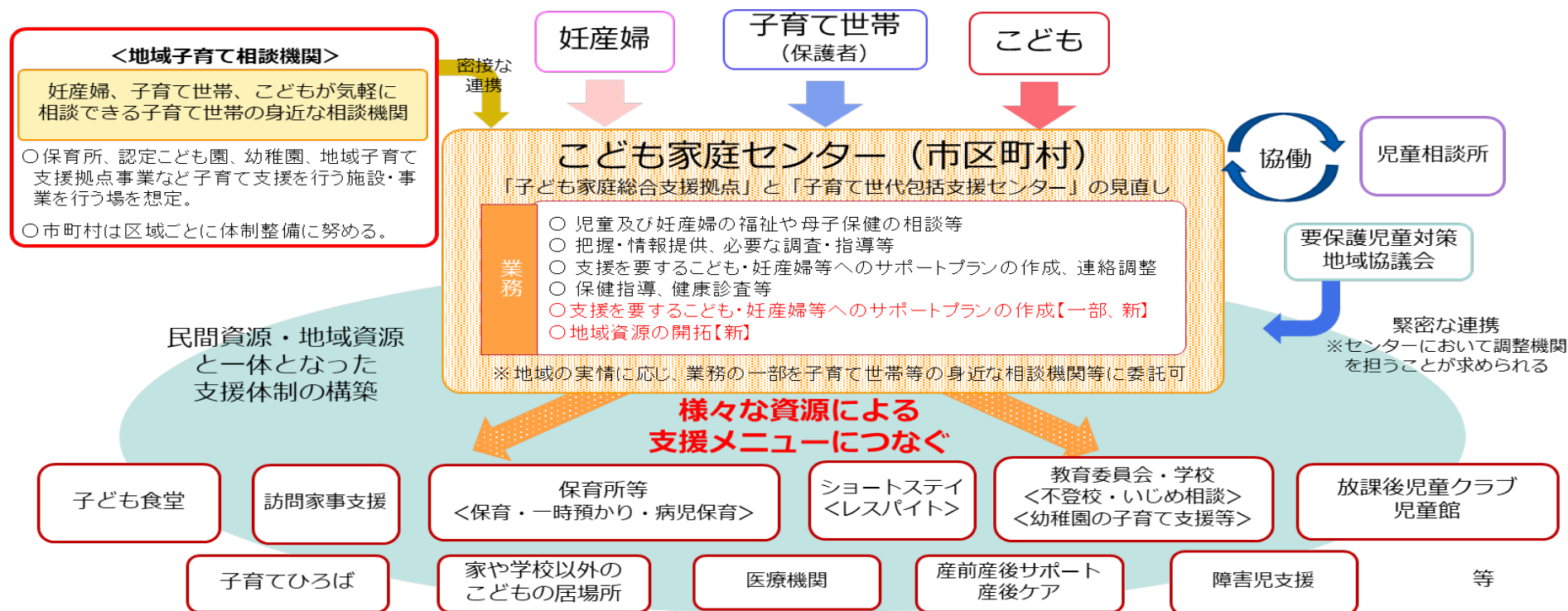
- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

- ※ 令和6年度市区町村（こども家庭センター等）状況調査（全自治体対象）では、こども家庭センターを設置済みの市町村が917自治体（52.7%）であった。なお、未設置市町村824自治体のうち令和7年度に設置予定の市町村が365自治体、令和8年度に設置予定の市町村が171自治体、令和9年度以降に設置予定の市町村が35自治体、設置時期未定の自治体が229自治体であった。（令和6年10月1日時点）



家庭支援事業の創設

○令和4年改正児童福祉法により、令和6年度より以下6事業が「家庭支援事業」と整理され、市区町村は地域子ども・子育て支援事業において計画的整備を行うとともに、特に支援が必要な者に対して利用勧奨・措置が可能となりました。

家庭支援事業

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、**家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業**

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 虐待や不登校などにより、養育環境に課題のある、家や学校に**居場所のない学齢期以降の子どもに居場所の提供や相談等を行う事業**

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、**こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業。**

既存

子育て短期支援事業

- 保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業。**令和6年度より、新たに、保護者がこどもと共に入所・利用可能にすることや、こども自らが入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする等の事業拡充を実施。**

一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。**令和6年度より、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化。**

養育支援訪問事業

- 子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業。**※令和6年度より、事業内容のうち「育児・家事援助」の要素を子育て世帯訪問支援事業に移行。**

施行状況

※令和6年10月時点

○ 実施要綱・ガイドラインの発出

- ✓ **家庭支援事業全般**
家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用について記載したこども家庭センターのガイドライン案を令和5年12月にお示しし、意見照会を行った上で令和6年3月に確定版を発出
- ✓ **子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業**
実施要綱及びガイドラインについて、昨年12月に自治体に案をお示したうえで、令和6年3月に確定版を発出
- ✓ **親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業**
実施要綱案を令和6年1月の自治体説明会でお示したうえで、令和6年3月に確定版を発出
- ✓ **一時預かり事業・養育支援訪問事業**
実施要綱の改正版を令和6年3月に発出

○ 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ、計画的整備の推進

子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ、市町村における「地域子ども・子育て支援事業計画」において必要な整備量の見込みやその確保方策を設定することとし、その算出の考え方を示す事務連絡を発出、計画的整備を推進。

(令和6年10月1日時点・こども家庭庁虐待防止対策課調べ)

(令和6年10月1日時点・こども家庭庁虐待防止対策課調べ)

	設置済	未設置	計
市区町村数	917自治体	824自治体	1,741自治体
割 合	52.7%	47.3%	100.0%

こども家庭センターか所数 1,055か所

	統括支援員の要件（※）			計
	ア	イ	ウ	
人 数	841人	127人	160人	1,128人
割 合	74.6%	11.3%	14.2%	100.0%

ウ) その他、市町村において上記と同等と認めた者

(注) 統括支援員を1か所に2人以上配置したと回答した市区町村があるため、センターのか所数(1,055か所)と一致しない。

統括支援員の 資格	保健師	社会 福祉士	こども家庭 ソーシャルワ ーカー	助産師	看護師	精神保健 福祉士	医師	公認 心理師	保育士	教員免許を有 する者	その他	合計
人数	654人	80人	0人	1人	8人	1人	0人	7人	51人	17人	22人	841人
割合	77.8%	9.5%	0.0%	0.1%	1.0%	0.1%	0.0%	0.8%	6.1%	2.0%	2.6%	100.0%

6416930

(参考) サポートプラン

(参考) 家庭支援事業

※「」内は全自治体数

要保護児童対策地域協議会の概要

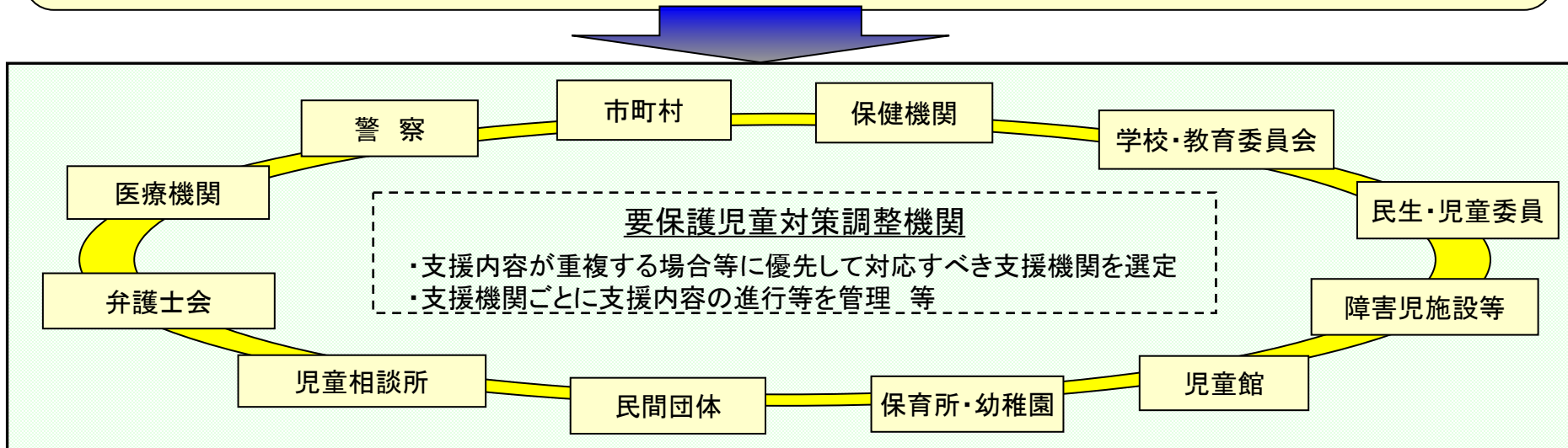
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成24年度	平成30年度	令和6年度
設置している市町村数(※1)		1,714 (98.4%)	1,736 (99.7%)	1,738 (99.8%)
登録ケース数(うち児童虐待)		141,058 (74,657)	238,642 (108,041)	244,777 (123,271)
(※2) 職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,156	1,986	3,249
	② その他専門資格を有する職員	2,304	3,949	6,448
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,617	2,215	2,654
	④ 合計	6,077	8,150	12,351

※1 平成24年度は6月末時点、平成30年度・令和6年度は4月1日時点

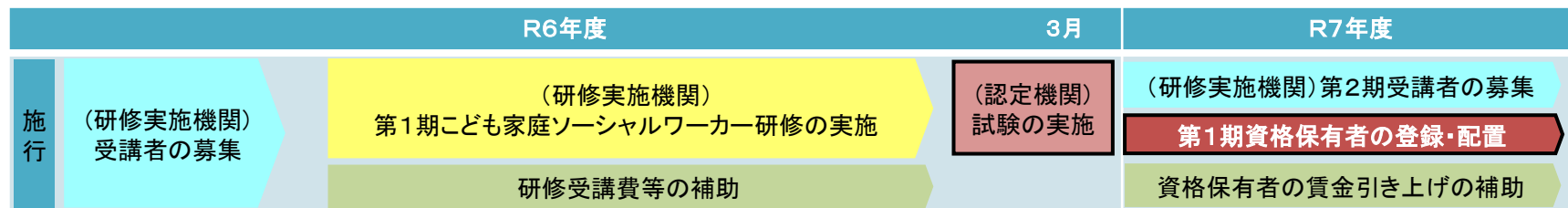
※2 平成24年度・30年度は調整機関職員数、令和6年度は児童福祉担当職員数

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ、こども家庭庁虐待防止対策課調べ

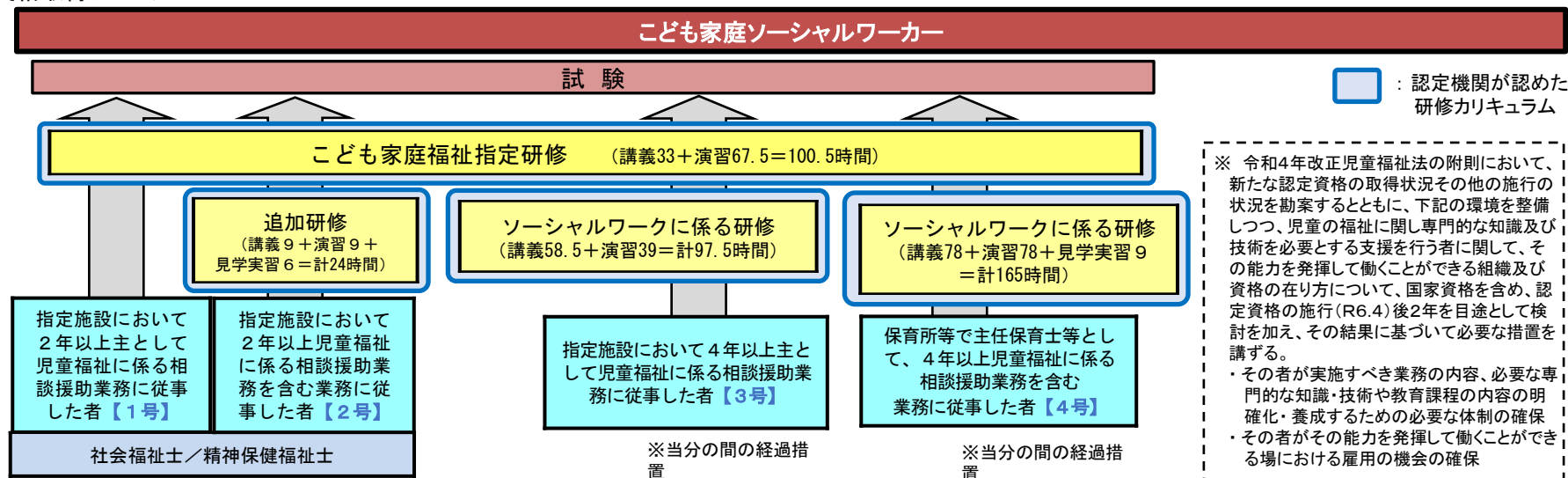
こども家庭ソーシャルワーカーについて

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、令和6年4月より、国の基準を満たした認定機関(※)が認定した**研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)**を導入。 ※一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
- 受講者には、こども家庭福祉の現場(児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等)で働いている者など、一定の実務経験を求めているほか、研修受講費や賃金引き上げ等に対して補助を行う事業を実施。
- こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司・市町村こども家庭センターの統括支援員・地域子育て相談機関の職員・スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つに位置づけられている。**研修の受講を通じて現任者等が資質の向上を図り、質の高い支援を実施できる人材が幅広い現場で活躍することを目指す。**

<スケジュール>



<資格取得ルート>



前回の児童虐待防止対策部会（第5回）における主なご意見

前回の児童虐待防止対策部会（第5回）における主なご意見（要点抜粋）

【職員の計画的育成に関すること】

- ・ 人事異動やキャリア形成も含めて、自治体が児童相談所職員の人材育成計画を構築できるよう、国から情報提供があるとよい。
- ・ 働き方改革により子育て支援の充実を図ることや、研修受講時間の確保のため一定の人員体制のバツファも必要ではないか。

【研修の充実に関すること】

- ・ 法定研修の中身や他の研修との関係を体系的に見直すとともに、自治体独自の工夫を許容することも検討すべき。
- ・ eラーニング等の活用により、個人がいつでも自己研鑽できる環境の整備も検討すべき。
- ・ 調査研究等で収集したエビデンスや好事例を現場に還元する等、研究機関等との協働を通じた取組を促すべき。

【勤務環境の改善に関すること】

- ・ 職員個人の資質に頼りすぎず、事務補助者の配置等、中核的な業務に専念できるような環境整備を組織的に対応すべき。
- ・ 事務処理担当職員との業務分担や民間団体への業務委託をした好事例があれば、各自治体に共有できるとよい。
- ・ 児童相談所としてタスクシフト／シェアできる業務と、そうでない業務を整理することが必要。
- ・ 児童家庭支援センター等の民間団体とのチーム体制で親子の支援ができれば、職員の負担軽減にもなるのではないか。
- ・ 一時保護司法審査も始まる中、法務関係の書類作成のタスクシフト／シェアの仕組みがあるとよい。

【職員の精神的ケアに関すること】

- ・ 職員への精神的なケア等の支援者支援を、組織として実施できる体制が重要。
- ・ 相談対応上の困難さを同僚に共感してもらえる時間や、援助方針会議等でのフィードバックも重要。
- ・ 他地域の児童相談所職員等とのつながりの中で、普段の葛藤や業務上の工夫を共有する場があるとよい。
- ・ 特に負荷が強いと考えられる、離職率の高い1～2年目の職員の孤独感を軽減できるプログラム等があるよい。

【その他】

- ・ こどもの成長や変化が達成感や充実感にもつながっているので、こどもと直接関われる時間を増やす方策を検討すべき。
- ・ 市町村支援児童福祉司によるスーパービジョン等、市町村の相談支援体制の強化とあわせて検討すべき。

児童相談所の人材確保・育成・定着に向けた今後の取組

令和6年度の実施事業や調査研究から得られた知見と、令和7年度の取組予定

【職員の計画的育成に関すること】

- 調査研究において、研修を企画・実施する側の体制や受講する側へのバックアップが十分でないため、職員を組織的・計画的に育成する方針を策定する必要があること、その実現には研修実施体制の強化も必要であることが提示された。
- 児童心理司について、児童福祉司と同様に新任者向けの基礎研修を行って頂くべく、カリキュラムや研修資料を作成する予定。

【研修の充実に関すること】

- 調査研究では、新任職員を輩出している大学等の教育機関も含めた関係機関のネットワーク形成を図り、手厚い研修実施体制を構築することも重要との示唆が得られた。
- 新たな認定資格の研修も開始されたところ、キャリアラダーに応じた各研修の連続性や受講負担にも配慮した効率性の観点も踏まえ、研修体系の整理に向けた検討を開始予定。

【勤務環境の改善に関すること】

- 補助事業を活用した自治体の取組として、外部専門家によるSV体制や警察官経験者による訪問同行など、体制強化により職員の専門性や安全性の確保を図っている事例があった。また、法的対応業務の補助者配置により、職員が中核的な業務に専念しやすい環境を整備する取組もみられた。
- 令和7年度は調査研究として児童相談所の業務のタイムスタディを実施し、業務の実施実態を把握する予定。

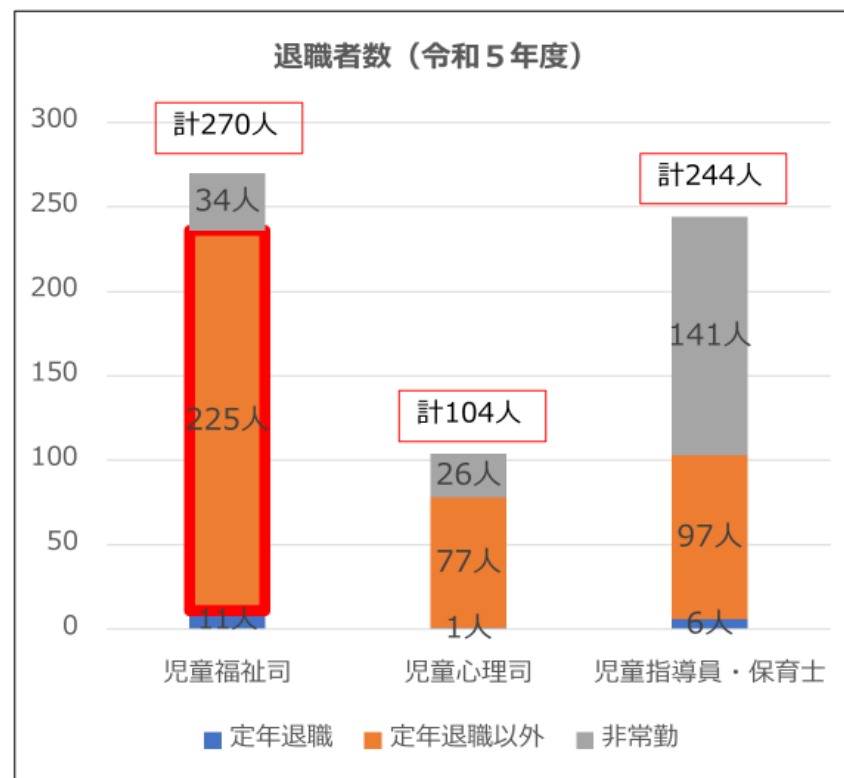
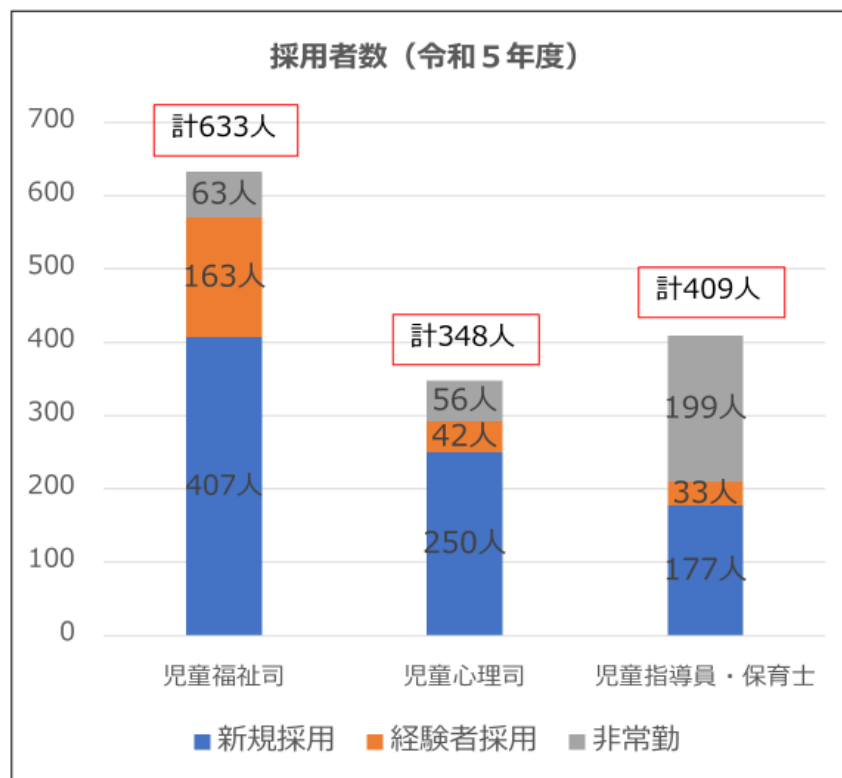
【職員の精神的ケアに関すること】

- 調査研究を通じて各地域の取組事例を収集した中で、トラウマインフォームドケアをこどものケアの充実の観点だけでなく、支援者支援としても位置づけて人材定着につなげる取組をしている自治体があった。
- 令和6年度の事業で、人材の定着の観点から職員同士のピアサポートの場を実施したところ「悩みを相談しやすい」と参加者から高く評価された。また調査研究では、着任間もない職員も数年経過した職員も、悩みを相談できず問題を抱え込むなど孤立しやすいが、勤務経験年数により悩みが生じる状況やポイントが異なることが明らかになった。
- 令和7年度はピアサポートとなる交流機会やネットワーク形成も兼ねた参加型研修を実施し、職員同士が職場を離れて関わり合える取組や、児童相談所が組織として職員の悩みや困難に対応している取組を調査研究により把握する予定。

児童相談所における人材確保・育成・定着に関する基礎データ（１）

① 児童相談所職員の採用者数・退職者数

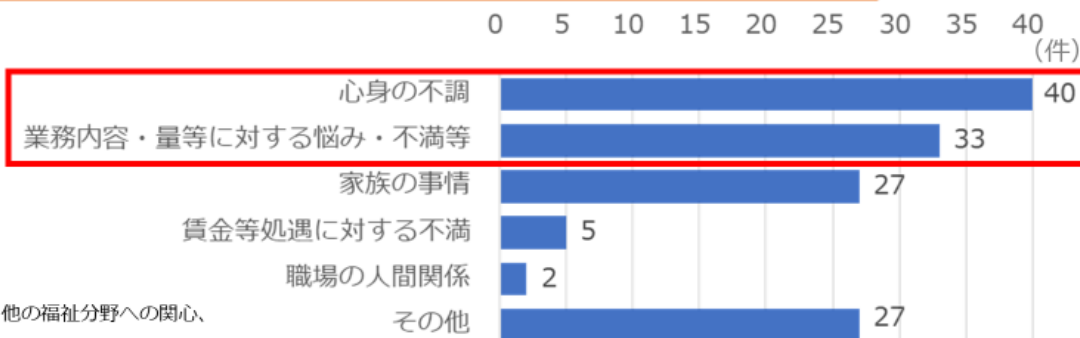
- 全国の児童相談所においては、都市部を中心に児童福祉司の採用活動を行っても人材が確保できず、人材確保が喫緊の課題となっている。
- また、退職者のうち、定年退職以外の理由で退職する者が多くを占めており、特に児童福祉司については、退職者のうち8割以上が定年退職以外の理由で退職している。



児童相談所における人材確保・育成・定着に関する基礎データ（２）

② 定年退職以外の退職者の退職理由（多いと考えられるものを1自治体2つ選択可） ※令和5年度

- 定年退職以外の退職者について、退職理由として考えられるものとして「**心身の不調**」が最も多く、次いで「**業務内容・量等に対する悩み・不満等**」があげられた。



(※) 「その他」の主な内容 …他児相（新規開設児相等）への転職、他の福祉分野への関心、大学院への進学 / 等

③ 職場定着について課題と考えていること ※令和5年度

- 時間外業務（休日夜間対応も含む）の多さ
- 相談しやすい職場環境の整備
- 若手職員への指導による中堅・ベテラン職員の負担増
- 職員への精神的ケア 等
- 質・量ともにオーバーワークとならない業務の在り方
- モチベーションの維持・向上
- 専門性の高い人材の確保

④ 職場定着のために実施していること ※令和5年度

- 職員の経験値に応じたきめ細やかなプログラムによる階層別研修
- SV以外にも対応を一緒に考えてくれる先輩職員の設定
- 休暇を取得しやすい職場の雰囲気作り
- 近隣大学への採用情報の掲示
- システムの導入による業務負担軽減
- 勤務時間の弾力化
- 人材育成方針の策定
- 新規採用職員を対象とした精神保健相談員による巡回面談 等
- 定期的な面談
- 定着支援アドバイザーの配置
- ノー残業デーの設定
- 新採サポーターの任命

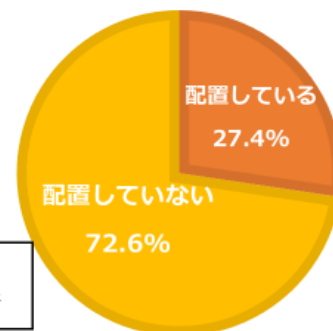
【こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ】

児童相談所における人材確保・育成・定着に関する基礎データ（3）

⑤ 事務処理対応職員の配置状況

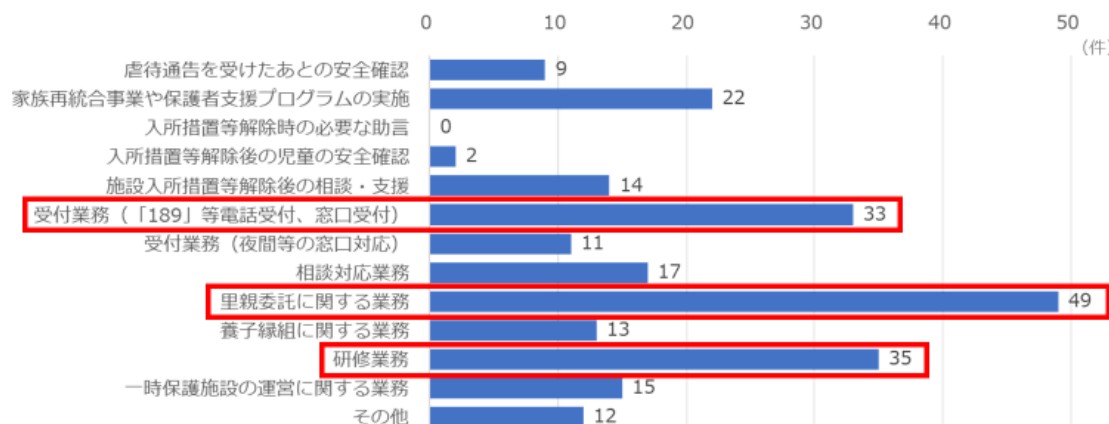
- 事務処理対応職員については、児童相談所内において、書類作成の補助や台帳の作成、電話対応、戸籍・住民票の請求等の業務を行うことが想定される。
- 全国における配置状況は64箇所（全国の27.4%）、計180人とどまっている。

令和6年4月1日時点
全国の児童相談所数：234箇所



⑥ 児童相談所業務の民間団体等への委託状況

- 児童相談所業務の一部を民間団体等へ委託しているのは73自治体（全国の92.4%）。
- 委託している自治体が最も多いのは「里親委託に関する業務」で、次いで「研修業務」「受付業務（「189」等電話受付、窓口受付）」があげられた。



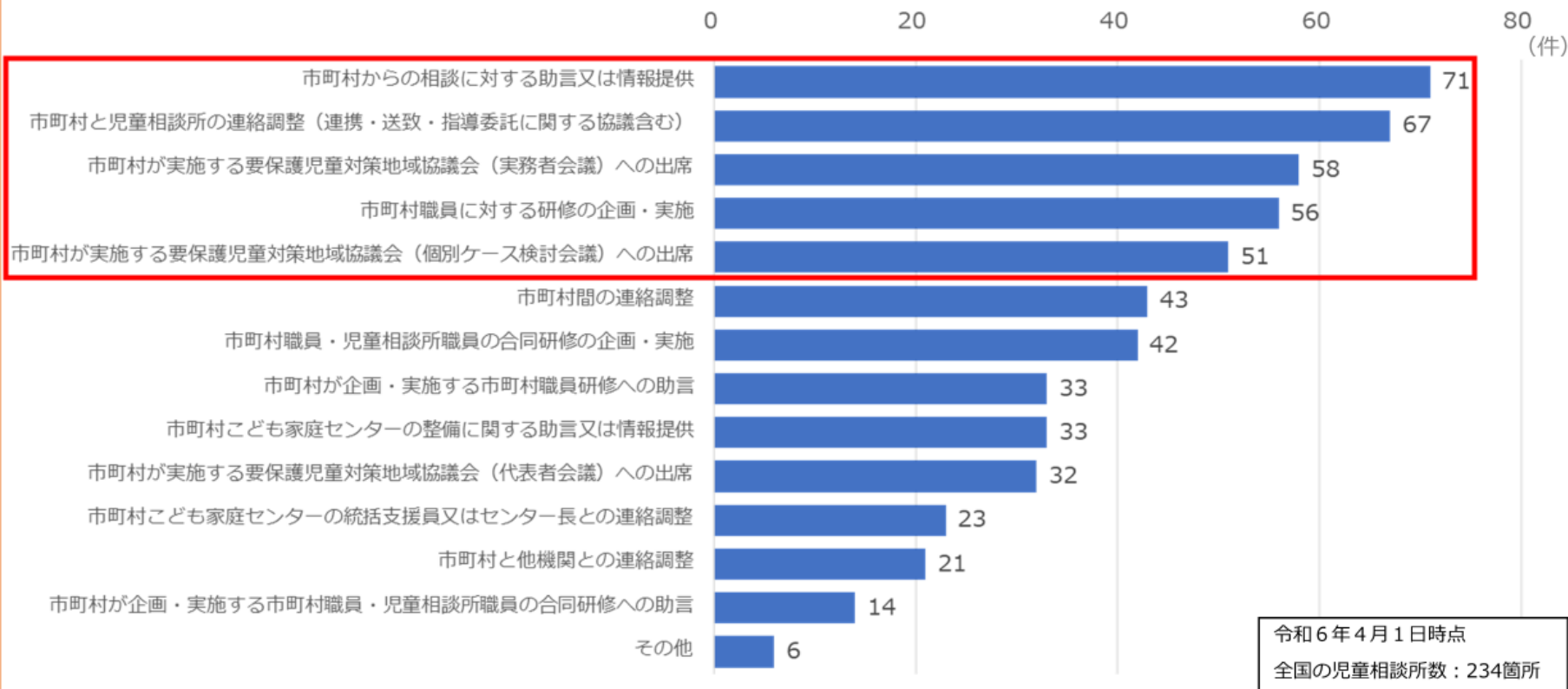
(※)「その他」の主な内容
…採用広報に関する業務、外国人児童や保護者との面談時や家庭訪問時の通訳／等

令和6年4月1日時点
全国の児童相談所設置自治体数：79箇所

児童相談所における人材確保・育成・定着に関する基礎データ（４）

⑦ 市町村支援児童福祉司の配置と業務内容

- 市町村と児童相談所の連絡調整等を行う市町村支援児童福祉司の配置は86箇所（全国の36.8%）、計100人。
- 市町村支援児童福祉司が実施している業務内容は以下のとおりで、相談に対する助言、市町村－児童相談所間の連絡調整、要保護児童対策地域協議会への出席、市町村職員向け研修の企画・実施等を担っている。



児童相談所における人材確保・育成・定着に関する基礎データ（５）

⑧ 研修の受講状況

- 児童相談所職員の人材育成のための研修の実施状況は以下のとおりで、一部実施していない自治体もあった。特に一時保護施設研修については、約半数の自治体が未実施となっている。
- 実施方法について、**児童福祉司任用前講習会・児童福祉司任用後研修・一時保護施設研修は「対面実施」が最も多く、スーパーバイザー研修は「全てオンライン実施」が最も多かった。**



※「未実施」には、他自治体等へ実施を委託した場合が含まれる

令和6年4月1日時点
全国の児童相談所設置自治体数：79箇所

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の2020年度に係る計画及び児童福祉司等の処遇改善について（令和2年2月21日子発0221第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）【抜粋】

2 児童福祉司等の処遇改善について

（2）児童福祉司等の処遇改善の必要性について

児童相談所の児童福祉司の業務については、他の福祉部署と比べて、

- ・ 夜間休日などの勤務時間外においても警察などによる身柄付き保護により、児童相談所に子どもが送致されてくることや、24時間365日通告・相談を受け付けており、子どもが重篤な場合に限らず対応が求められること
- ・ 虐待通告受理後、原則48時間以内に子どもの安否確認を行う必要がある（いわゆる48時間ルール）、近年の児童虐待事案を踏まえ、国としてもその徹底を求めていること
- ・ 子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行うなど、保護者等と対立することが多いこと

などが異なり、このような**業務の困難性・特殊性を考慮して、今般、その処遇改善を図る**こととする。

併せて、児童相談所においては、児童心理司及び保健師についても、児童福祉司とチームを組み、相談対応等を行っており、児童福祉司と同様に、原則通告後48時間以内の安否確認への対応が求められるとともに、子どもの指導・保護をめぐり、保護者等と対立することが多く、精神的負担がかかる業務を行っている。

（4）児童相談所に勤務する児童福祉司、児童心理司及び保健師に対する処遇改善について

児童相談所は一時保護所と一体となって役割を果たすものであり、児童虐待への対応の必要性が高まる中、ともに重要性は高い。一時保護所の職員については、先に触れたように、児童入所施設措置費により月額2万円までの処遇改善を行うこととしているが、児童相談所の児童福祉司、児童心理司及び保健師についても、一時保護所の職員と同様の考え方により、地方交付税措置を拡充（※）し、処遇改善を図ることとする。

※ 地方交付税単位費用積算単価（特殊勤務手当）

児童福祉司 : 12,160円/月・人

児童心理司 : -

保健師 : -

→ 20,000円/月・人